

「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」(案) に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	関係箇所	意見の概要	考 え 方
1	2 (2) イ (7)	(1) 下位法令に注目することの重要性を明記（強調）すること 「例えば当該条例の下位法令までを含めてみると規制的な内容を含み得る場合も考えられることから」（原案 15 頁）と指摘しているように、当該条例について問題はなくても、下位法令（規則等）で、競争政策上問題が生じ得る場合があることから、下位法令に着目することの重要性を明記（強調）する方がよいのではないか。 (2) 地方公共団体の果たすべき役割として、「事業者が参入要件を具備しやすいような環境の整備を図ること」を指摘すること 事業の参入に関する条例において、参入要件に「登録」とあり、登録を受けようとする者は特定の施設・情報等を入手しなければならないという規制内容（下位法令）を定めている場合、その特定の施設・情報を入手するには、実態として、事業者団体への加入が必要であるなど、当該条例の内容（登録制）には問題がないが、登録を受けるための要件を具備するための環境（実態）に、競争政策上問題がある場合がある。特に、地方公共団体の場合、その実態を地方公共団体、事業者団体等が認識していることが多いように思われる。条例の文言上は問題はないが、下位法令の運用の面で競争政策上問題が生じる場合があるように思われる。地方公共団体の果たすべき役割として、事業者が参入要件に必要な要件を具備することが容易となるような環境があるかどうか（競争政策上問題がないか）、もし、課題があるとすれば、環境整備を図るべきこと、に留意する必要があることを指摘できるとよいのではないか。 （研究者）	原案 2 (2) において紹介する行政指導ガイドラインの活用については、「条例等」、すなわち「地方公共団体が制定改廃する条例、規則、規程、要綱等の成文規範」（原案 5 頁）とあるとおり、条例のみならず、下位法令に該当し得るものについても対象とすることを想定しております。 その上で、御指摘を踏まえ、原案 2 (2) における行政指導ガイドラインの活用対象が下位法令も含むことをより明確化するため、原案 19 頁 2 (2) 柱書きの記載を以下のとおり修正しました（下線は修正部分）。 「本項(2)では、条例等、<u>すなわち地方公共団体が制定改廃する条例、規則、規程、要綱等の成文規範</u>の制定改廃あるいはその運用が、場合によっては、事業者による独占禁止法違反行為を誘発し得る点に着目し」 また、御指摘の地方公共団体が果たすべき役割については、原案 2 頁の「はじめに」において、地域経済を活性化させるために地方公共団体が果たす役割について、事業者が自由で自主的な判断により経済活動を行うことができ、かつ、事業者間において公正かつ自由な競争が行われるよう環境を整備することの重要性を記載していますが、御指摘を踏まえ、原案本文においてもこの点をより強調するため、原案 5 頁の「1 地方公共団体と独占禁止法及び競争政策の関係」の記載を以下のように修正しまし

No.	関係箇所	意見の概要	考 え 方
			た（下線は修正部分）。 「その上で、・・・事業者間の公正かつ自由な競争を阻害したりするおそれがないかなどの観点からも検討<u>する</u>し、事業者が競争しやすい環境を作っていくことは、地域経済の自律的な成長力の向上のためにも有益である。」
2	2 (2) イ (7) 想定事例 3	各想定事例は、具体的なイメージがわかりやすいように、工夫がなされている点で高い評価をすることができる。欲を言えば、原案 21 頁の想定事例 3 において、「E 事業」としているが、抽象的なので、事業イメージの具体化（廃棄物処理業等具体的な事業を挙げる）を図った方がよりわかりやすくなるのではないかと。ただ、特定の事業を念頭においたと思われる可能性があるため、避けたのであれば、研修等で工夫してもらいたい。 （研究者）	原案では、地方公共団体における競争評価チェックリスト及び行政指導ガイドラインの活用方法について、想定事例を用いて紹介していますが、これらの活用が期待される実際の施策・事業は地方公共団体ごとに多種多様であり、そのような中において、より多くの場面で本ハンドブックが活用されるよう、御指摘の原案 21 頁の想定事例 3 を含め、掲載した全ての想定事例においては個別具体的な施策・事業名を付していません。 他方で、地方公共団体の活動において留意すべき独占禁止法及び競争政策に対する理解をより深める観点から、平成 19 年 6 月公表の「地方公共団体からの相談事例集」をアップデートしたものを第 2 章として追加し、これまで蓄積された地方公共団体からの具体的な相談事例に即して、留意すべき独占禁止法及び競争政策の考え方を示すこととしました。
3	2 (2) イ (4) 想定事例 4	原案 23 頁の想定事例 4 に対する「考え方」の構成には、以下の点で疑問があることから、本想定事例を、純然たる事業者の行為に係る価格指導の事例に差し替えるか、あるいは、利用料案を指定管理者間で調整するよう促すことは、利用料の決定とは別の側面における指定管理者の	想定事例 4 は、S 市が、複数の音楽ホールの管理をそれぞれ行う指定管理者に対し、各音楽ホールの利用料を統一させるために行う行政指導について、独占禁止法上の留意点を示したものです。

No.	関係箇所	意見の概要	考 え 方
		競争制限行為を誘発するおそれがある、という趣旨の記載に改めるべきである。 (1) S市における音楽ホールの利用料は、条例に基づき市の承認が必要とされているため、「個々の事業者が自主的判断で決めることとされている価格」には該当せず、また届出制ともいえない。さらに、承認に当たってS市のチェックが働くことは予定されており、「法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導（行政指導に関する独占禁止法上の考え方）（以下「行政指導ガイドライン」という。）2(2)」に当たるとも疑問である。 (2) 本想定事例における指定管理者が独占禁止法上の事業者であるならば、経営に関する事項を自ら決定でき、利用料すら市の承認は不要であってしかるべきだが、本件指定管理者が経営判断できることは極めて限定的であり、「音楽ホール業」の側面において、当該指定管理者は独占禁止法上の事業者には該当しないとみるべき。 (3) 地方公共団体は、住民による公の施設の利用について、不当に差別的取扱いをしてはならないことから（地方自治法第244条第3項）、地方公共団体がその利用料の統一を図ることは地方自治法上許容されているというべきである。 (4) 指定管理者間で調整させることの弊害は、自主事業や音楽ホール業以外の面でありうるが、極めて限定的である。 （個人）	本想定事例における指定管理者は、音楽ホールの管理運営を行い、音楽ホールの利用料を収入として収受する者です。各指定管理者は、自らが収受する利用料について、条例で定められた範囲内の額で自主的に設定することができ、各指定管理者間には競争が存在します。これらを踏まえれば、本想定事例における指定管理者について、独占禁止法第2条第1項の「事業者」に該当する者として同法を適用することに特段の支障はないと考えます。また、本想定事例では事前届出制は採られていませんが、行政指導ガイドライン2(2)⑤の考え方を参照することは適当と考えます。 また、各音楽ホールの利用料を統一することは、本想定事例の「考え方(3)」に記載のとおり、それによって、個々の指定管理者による創意工夫の発揮が妨げられるほか、指定管理者が共同して申請する利用料案を決定することとなれば、例えば利用料が条例の上限額に高止まりするなど、かえって利用者の不利益になりかねないものと考えます。
4	その他	研究者である意見提出者に対して、個別に、地方公共団体、弁護士、事業者団体等から、条例の競争政策上の問題について相談を受けることが多くなっている。このような状況の下で、地方公共団体職員の理解を深めるために、当該ハンドブックの作成は非常に有益であると思わ	賛同の御意見として承ります。

No.	関係箇所	意見の概要	考 え 方
		れる。また、実態として、地方公共団体の法制課で法務を担当している職員に、法科大学院出身者が多いことから、今後の研修等を通じて十分効果が見込まれると考える。 (研究者)	

注 1 これらの意見のほか、誤字等語句に係る意見が 2 件あり、適宜修正した。

2 その他、「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」(案)の内容には関係しない意見が 4 件あった。